

運転者の採用（安全規則第3条第1項）

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

無事故・無違反証明書等（自動車安全運転センター）
（過去3年間）

事故あり(※)

事故なし

適性診断

国土交通大臣が指定する機関で受診。
県内は自動車事故対策機構群馬支所にて受診。

事故惹起者の特定診断

乗務前に実施する。ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

適齢診断（65才以上）

65才に達した日以降の1年以内に1回と、その後、3年以内ごとに1回

初任診断（過去3年間の受診状況）

受診なし

受診あり

受診する

受診なし

乗務前に実施する。ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

指導・監督

国土交通省 告示第1366号に基づき実施する。

過去3年間に緑ナンバーのドライバー経験

経験なし

経験あり

指導・監督なし

<事故惹起者(※)>

乗務前に実施する。ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

<適齢者>

適齢診断受診結果が届いた後1か月以内に実施する。

<初任者>

乗務前に実施する。ただし、やむを得ない場合には、乗務を開始した後、1か月以内に実施する。

事故惹起者の特別教育

- ① トラックの運行の安全の確保に関する法令等
 - ② 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策
 - ③ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
 - ④ 交通事故を防止するために留意すべき事項
 - ⑤ 危険の予測及び回避
 - ⑥ 安全運転の実技
- ①～⑤までについて合計6時間以上実施すること。

適齢者の特別教育（65才以上の者に限る）

- 適齢診断の結果を踏まえ、
- ① 諸能力の状況を自覚させる
 - ② 加齢による心身機能低下等について実施すること。

初任者の特別教育（過去3年間に緑ナンバーの運転経験なし）

- ① トラックの安全な運転に関する基本的事項
 - ② トラックの構造上の特性と日常点検の方法
 - ③ 交通事故を防止するために留意すべき事項
 - ④ 危険の予測及び回避
- ①～④までについて合計6時間以上実施すること。

初任者の特別教育（過去3年間に緑ナンバーの運転経験なし）

適齢者の特別教育（65才以上の者に限る）

初任者の特別教育（過去3年間に緑ナンバーの運転経験なし）

保存期間：資料の添付を含み3年間とする

※ 事故惹起者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（注）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者を事故惹起運転者という。

（注）自動車損害賠償保障法施行令

第5条第2号 次の傷害を受けた者

- イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの
- ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
- ハ 大腕又は下腕の骨折
- ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
- ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの

第5条第3号 次の傷害（前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者

- イ 脊柱の骨折
- ロ 上腕又は前腕の骨折
- ハ 内臓の破裂
- ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
- ホ 14日以上病院に入院することを要する傷害

第5条第4号 14日以上医師の治療を要する傷害（第2号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者